

令和6年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和6年11月5日(火) 14:00～15:30

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク顧問
矢部 智 之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
赤川 和 弘 船橋市医師会
山本 誠 一 千葉県社会福祉士会
野口 友 子 船橋市障害者成年後見支援センター
渡邊 哲 也 千葉県精神保健福祉士協会
白鳥 敦 子 船橋市社会福祉協議会
ふなばし高齢者等権利擁護センター
小島 伸 子 船橋市民生児童委員協議会
白田 東 吾 保健と福祉の総合相談窓口さーくる

オブザーバー 新井 達 也 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 高齢者福祉部 滝口部長
地域福祉課 忍足課長、 障害福祉課 日高課長補佐
生活支援課 鈴木主幹、 保健所保健総務課 横山課長
地域包括支援センター所長(北部・中部) ほか職員

事務局 地域包括ケア推進課 窪田課長、鈴木課長補佐、板松課長補佐
佐野係長 ほか職員

次 第 1. 開会
2. 議事
(1) 船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告
(2) その他報告・連絡事項等
3. 閉会

傍聴者 1名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会につきましては「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」に基づき開催するもので、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理や、本市の権利擁護支援の方策について検討することを目的としております。

こちらの協議会は公開となりますので、ご了解の程お願いいたします。

（出欠席の確認、傍聴者の確認、事務局より資料、次第の確認）

それでは、これ以降の議事につきましては、会長に進めていただきたいと思います。佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

2. 議事

（1）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告

○佐藤会長

それでは、ここからは私の方で進行をさせていただきます。

ただいまより、令和6年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開会いたします。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思います。

議題1である“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

それでは議題1、“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”について説明をいたします。

船橋市成年後見制度利用促進基本計画については令和4年3月に策定が完了し、令和4年4月からの5か年計画となっております。

本計画で掲げている取り組みについては、高齢者分野に限らず、障害者や生活困窮を抱える人など、幅広い対象者に対して各分野、各所属において権利擁護に係る各事業が実施されているところです。

船橋市では各分野における権利擁護支援の推進を一体的に行うため、船橋市権利

擁護支援等推進協議会において、事業の進捗状況を報告し、より効果的な事業の実施に向けて提言していただき、更なる計画の推進を図るものとしております。

つきましては、令和5年度が終了し、今年で3年目を迎えることになり、これまでの実施状況をA3サイズの資料1「令和5年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 進捗確認シート」にまとめたところでございます。

関係各課から事業の実施状況をお話させていただきますので、何かございましたら委員の皆様からご意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

それではまず、地域包括ケア推進課から報告をさせていただきます。地域包括ケア推進課の報告につきましては事業数が多いため、お時間の兼ね合いから、中核機関をはじめとする主要な事業をピックアップして報告させていただきます。説明がない事業におかれましても、委員のみなさまから希望がありましたらその部分の説明をいたしますので、おっしゃってください。

それでは、この後は中核機関の職員より説明させていただきます。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

それでは地域包括ケア推進課の実施状況について報告いたします。

A3サイズの資料1をご確認ください。

こちらの進捗確認シートは船橋市成年後見制度利用促進基本計画の3つの基本方針からさらに施策へと枝分かれしているものでございまして、計画の具体的な取り組みに対応している事業を一覧にしたものです。

全てをお話しすることは時間の関係上難しいため、一部をピックアップしてお話させていただきます。

まず、基本方針1「市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備」、施策は「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」、具体的な取り組みの(1)「広報啓発活動の推進」についてご説明いたします。こちらの項目は市民向けに成年後見制度の周知を行ったり、中核機関周知の取り組みについて記載している項目です。

こちらの項目では整理番号4「中核機関のリーフレット配布」について説明いたします。

こちらの事業はこれまでの協議会で既に報告をさせていただいているところですが、改めて説明させていただきます。

中核機関のリーフレットは令和5年度に作成をおこないまして、同年8月から、家庭裁判所で後見等審判が下りたケースにつきまして、審判通知と一緒に送付していただいているところです。こちらのリーフレットについては千葉家庭裁判所市川出張所管轄の3市合同で作成したものでございます。令和4年度ではまだ実施できておらずD評価でしたが、令和5年度から運用を開始しているためD評価からA評価とさせていただきます。

続きまして、施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」(2)相談支援体

制の整備について説明いたします。

こちらの項目は権利擁護に関連する相談事業について掲げており、高齢者、障害者の総合相談や生活困窮の窓口から、必要に応じて権利擁護支援に繋げていただくことが重要あることから、成年後見制度の専門の窓口だけではなく、市の相談事業を広く掲載しております。

中核機関としては整理番号5と整理番号6が関係するところがございます。中核機関は、地域包括支援センター等から相談を受ける2次相談機関の体制を取っているところです。相談件数や内容については前回の協議会で報告しているため割愛させていただきますが、相談窓口としてさらなる周知の必要性があることから、整理番号5、中核機関における相談支援事業の実施についてはB評価とさせていただきます。

続いて、施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」(3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進についてです。

こちらの整理番号11、整理番号12では、後見人支援における中核機関の相談や会議体の整備を上げておりますが、支援の実績がまだまだ少ないと感じております。相談事業の項目と同様、中核機関のさらなる周知を進めていき、後見人の方々からの相談を増やしていきたいと考えております。

整理番号12、権利擁護支援定例会議については、事例の検討や専門職からアドバイスを受ける会議体として実施しているところですが、令和6年より年間の実施回数を4回から6回に増やし、事業拡大を行っております。

次に資料1、2枚目をご覧ください。

施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」。

(4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用についてです。

こちらは専門職の皆様が適正な権利擁護支援を行っていくことができるよう、支援を行う取り組みです。

整理番号17では、専門職や後見人に向けた研修の事業を行っております。

令和5年度は後見人に向けた意思決定支援研修をWebで行いました。平日の夜に実施させていただいたのですが、52名の方にご参加いただき、弁護士や司法書士、社会福祉士の皆様その他、行政書士や法人後見で活動される方など、さまざまな職種の方に集まっただけでした。後見人に向けた研修事業は初めての取り組みでしたが、アンケートの内容からも好評をいただけたのではないかと感じております。

続いて、施策「幅広い権利擁護支援における事業の展開」です。

こちらの項目では、判断能力低下に備えた自助による啓発の取り組みや、成年後見制度以外のさまざまな方策について推進していく項目で、エンディングノートの配布状況や成年後見制度利用支援事業などを掲載しております。

具体的な取り組み、(2) 日常生活自立支援事業の利用推進のところをご覧ください

い。

こちらは日常生活自立支援事業の利用を推進していくため、令和 5 年度より船橋市社会福祉協議会に向けて人件費の補助を行っています。

こちらの事業については、これまでの協議会でも待機者が多く、利用が進んでいないというご指摘いただいておりましたが、現在は待機者もなく、件数も 100 件を超え、利用が順調に進んでおります。

新たに人件費補助事業をスタートしたことから D 評価から A 評価としております。

次に基本方針 2、権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築。

施策、地域連携ネットワークの構築。

具体的な取り組み、(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備について説明いたします。

整理番号 27 番では権利擁護サポーター養成講座を掲げています。

令和 4 年度までは市民後見人養成講座として障害福祉課にて実施を行っていましたが、令和 5 年度より形を変え、あらたに権利擁護サポーター養成講座として事業を再スタートしています。

詳細は前回の協議会で報告させていただいておりますが、令和 5 年度は 24 名の方にご参加いただきました。

引き続き、船橋市の各地区において実施していきたいと考えております。

それでは資料 1、3 枚目をご覧ください。

最期に基本方針 3、中核機関の設置と環境整備。

施策、権利擁護における人材育成と地域資源の整備についてです。

こちらでは人材育成や法人後見の支援を掲げておりますが、整理番号 34 番、36 番には、先ほど説明させていただきました事業である権利擁護サポーター養成講座を掲載しております。

こちらの事業は、権利擁護におけるさまざまな場面で活躍していただける人材を育成しており、権利擁護支援のサポーターとして、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の事務執行者になっていただける方を養成し、法人の支援にも繋げております。今後も船橋市の各地区で実施し、養成者を増やしていきたいと考えております。

地域包括ケア推進課の報告は以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

続きまして地域福祉課から所管事業の説明をいただけますでしょうか。

○地域福祉課（忍足課長）

地域福祉課です。地域福祉課は整理番号 10 番の総合相談窓口の実施と、29 番の地域に向けた啓発活動の実施について説明をさせていただきます。

整理番号 10 番、総合相談窓口の実施については、地域福祉課が所管しております、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」で制度のはざまの方や様々な課題を抱える方の相談支援を行っております。

昨年度からは重層的支援体制整備事業を開始いたしまして、これまで以上に包括的な支援体制を構築するよう努めているところです。実際昨年度、重層的支援体制整備事業で取り扱ったケースの中には、金銭管理を上手くできず、知人等から金銭を搾取されている疑いのある方がおりました、地域包括ケア推進課等の関係部署と連携し、成年後見制度の利用を検討するなどの支援を行いました。

今後も関係部署と連携して支援を行い、必要に応じて成年後見制度の案内など、権利擁護の支援に繋げてまいりたいと思います。

続きまして、2 枚目の整理番号 29 番、地域に向けた啓発活動の実施についてです。

制度のはざまにいる方やさまざまな課題を抱える方が早期の相談に繋がるように、地域に向けて「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の積極的な周知を行っているところでございます。昨年度は地域包括支援センターや民生委員、地区社会福祉協議会など、地域の支援関係機関の方々を対象として、地域連絡調整会議という会議を、参加支援と地域づくりについて発見して繋がろう、繋げようということをテーマに 1 回開催しました。そして、庁内の関係部署を対象とした庁内連絡調整会議を 1 回開催しております。また、地域ケア会議等、他の支援機関の会議にも積極的に参加いたしまして、支援者間の顔の見える関係づくりを進めてまいりました。今後も引き続き、保健と福祉の総合相談窓口さーくるについての周知を図り、地域連携ネットワークの構築に努めてまいります。以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございます。それでは障害福祉課から所管事業の説明をいただけますでしょうか。

○障害福祉課（日高課長補佐）

障害福祉課、日高です。よろしくお願いたします。

まずはじめに整理番号 8 番、障害者成年後見支援センター事業について説明いたします。船橋市援護の障害のある人の法人後見等、申立てや船橋市援護の障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談を行うことで障害者の成年後見制度の利用の促進を行うものでございます。

令和 5 年度の実績につきましては、対象者に対し、成年後見制度に関する電話相談を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行いました。

相談件数は 7,507 件、内訳としましては知的障害者 4,959 件、精神障害者 2,095 件、その他 453 件になっております。

令和 4 年度実績は A とさせていただきましたが、令和 5 年度につきましては、対象者からの成年後見制度に関する電話相談等の実施を行いまして評価としては A とさせていただいております。

今後につきましても引き続き同様の事業を実施していきたいと思っております。

つづきまして、整理番号 14 番、成年後見制度利用支援事業につきましてご説明いたします。事業内容としましては、成年後見制度を利用する障害者のうち費用負担が困難な方に対し、成年後見人等の報酬助成（市長申立て以外を含む）により、障害福祉の増進を図るものでございます。

令和 5 年度の実績は、対象者に対し成年後見等の報酬助成を行った件数といたしまして、助成件数 19 件、助成額 4,619,000 円となっております。

令和 4 年度につきましては、評価を A とさせていただきましたが、令和 5 年度につきましても、対象者に対し適切な手続と助成を行ったものとして A 評価とさせていただいております。今後につきましても同様の事業を実施してまいりたいと思っております。

つづきまして、整理番号 23 番、成年後見制度利用支援事業（市長申立て）です。成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがいない等で申立てができない知的障害者の方に対して市長申立てを行う事業でございます。

令和 5 年度実績としましては、市長申立てを 2 件実施しております。令和 4 年度は A 評価とさせていただき、令和 5 年度につきましては、相談があった対象者について案内や手続きを適切に行ったことから A 評価とさせていただいております。

本事業につきましても、引き続き成年後見制度の必要な知的障害者に向けて事業を行っていきたいと考えております。

つづきまして整理番号 28 番、権利擁護に関する啓発活動の実施についてです。事業内容としましては、ホームページの掲載や、船橋市障害者差別解消支援地域協議会における事例の共有、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動に関する議論により、障害者差別解消の推進を図るものでございます。

令和 5 年度の実績といたしましては、障害者差別解消の推進、障害者虐待の防止についてホームページへ掲載を行いました。

また、船橋市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、事例の共有、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動に関する議論を行ったところでございます。今年度の評価は A 評価とさせていただきました。

つづきまして、整理番号 35 番、障害者成年後見支援センター事業、再掲でございます。こちらの事業内容、実績につきましては先ほどご説明させていただきました整理番号 8 番と同じになります。対象者について法人後見を受託しているものであり、令和 5 年度は A 評価とさせていただきました。今後も引き続き、事業を継続してまいりたいと考えております。

障害福祉課からは以上でございます。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。続きまして生活支援課からご説明をお願いいたします。

○生活支援課（鈴木主幹）

生活支援課の鈴木でございます。よろしくをお願いいたします。生活支援課として

は整理番号 9 番、生活困窮者自立支援の実施について掲載をさせていただいております。

こちらの事業につきましては、正式名称は船橋市生活保護受給者自立支援事業と申します。内容としましては保護者の中で傷病や障害、その他の要因により日常生活や社会生活を営むうえで何らかの支障をきたす方に対して、委託先の専門の自立支援相談員の方で行っているのですが、その相談員が面接や訪問をとおして様々な支援を行い、自立の妨げとなる原因を取り除くことを目的に平成 22 年 5 月から実施している事業です。具体的にはこちらに記載をしております①～③をご覧ください。

最初に①日常生活自立に関する支援。こちらの方は適正な生活習慣の形成を促すことを目的としたプログラムを行っております。②社会生活自立に関する支援では社会的能力の形成を促すことを目的としております。最後の③就労自立に関する支援、こちらは社会に溶け込むことに慣れた方、その次のステップとして一般就労に向けた技法や知識の習得を目的としたプログラムになっております。この①～③のプログラムではもっと細かなプログラムが設定されておりますけれども、こういったことを実施して、保護者の自立の妨げとなっているものを取り除いて早期に自立に繋げるものとなっております。

こちらの評価に関しましては、令和 5 年度実績の欄に記載をさせていただいておりますが、3つの事業に対する目標達成者のデータを掲載しております。①日常生活自立に関する支援ですと参加者 120 名中、目標達成者は 105 名、②社会生活自立に関する支援では参加者 19 名中、16 名の方が目標を達成。最後に③就労自立に関する支援では参加者 51 名中 39 名が目標を達成しております。トータル 190 名の方に参加していただき、160 名が目標を達成、パーセンテージにしますと 84%の方が目標を達成しております。昨年度は 82%と微増であります、今年度も効果がみられたということで A 評価とさせていただきます。

今後につきましても国の実施要領に準じて生活困窮者自立支援事業を実施してまいります。以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。続きまして保健所保健総務課からご説明お願いいたします。

○保健所保健総務課（横山課長）

保健総務課横山でございます。保健総務課からは3つございます。

まず整理番号 15 番、成年後見制度利用支援事業です。先ほど障害福祉課の方からご説明がございましたけれども、保健総務課では精神障害の方を対象に成年後見人等に対して報酬の助成を行っております。報酬の助成件数に関しましては 32 件になっており、評価としましては A と考えております。昨年度よりも僅かに減少しておりますけれども、把握している対象者に対し適切な手続きを行えたという評価しております。引き続き成年後見制度が必要な精神障害者に対して報酬の助成を行って

きたいと考えております。

つづきまして整理番号 24 番をご覧ください。

成年後見制度利用支援事業（市長申立て）でございます。こちらは成年後見制度が必要にもかかわらず身寄りが無い等の理由で申立てができない精神障害者に対して、市長が成年後見制度の申立てを行うものです。

市長申立て件数につきましては 2 件ということで、後見類型 1 件、保佐類型 1 件の内訳になっております。

こちらの令和 5 年度の自己評価としましては A としておりまして、件数自体は減少しているところですが、把握している対象者に対して適切に手続きを行えたと評価しております。今後につきましても必要な精神障害者に対し、事業を行っていききたいと考えております。

最後に整理番号 30 番でございます。地域に向けた啓発活動の実施です。

こちらは地域で精神障害者を支援する民生委員や障害福祉事業所等を対象に普及啓発講演会を実施するものです。令和 5 年度としましては統合失調症の理解と支援、関わり方と必要な視点をテーマに講演を行いました。

こちらは 71 名の方に参加していただき、当初定員 60 名としていたところですが、定員を大きく超える申し込みがあり、多くの支援者に対して統合失調症に対する理解を深める機会となりました。そうしたことから自己評価を A としておりまして、今後についても引き続き事業を行っていききたいと考えております。以上です。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。議題 1 の説明を以上となります。佐藤会長、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。今関係各課から事業報告のご説明をいただきましたけれども、それぞれの課の報告でも構いませんし、横断的な内容でも構いませんので、ご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

○矢部委員

質問ですが、生活支援課からお話をいただいた整理番号 9 の生活困窮者自立支援の実施についてです。こちらの目標達成というのは具体的にどのようなことかお伺いしたい。

○生活支援課（鈴木主幹）

先ほど、①～③の大きなプログラムの中にさらに細かいプログラムがあると申し上げましたけれども、例えば 1 番目の日常生活自立に関する支援の中ですと、4 つほどプログラムがあります。日常生活自立に関するプログラムは基礎的な生活リズムの改善などがメインとなっております。日常生活能力向上支援プログラムという、居室内の整理整頓、衛生面の向上や生活リズムの支援や、別のプログラムです

と健康管理支援プログラム、傷病者健康回復支援プログラム、ひとり親家庭の支援、子育てや就労の支援として家庭内健全化支援プログラムがあります。

2番目の社会生活自立に関する支援ですと、社会的能力の形成を促すことを目的として社会的な居場所づくり支援プログラム、具体的にいいますと公民館のサークル活動や各種ボランティア、そういった活動の参加推進をしております。ここまで日常生活の基礎的部分を支援してだんだん社会参加できるようになっていきますと最後の③就労自立に関する支援につながってまいります。こういったプログラムに対して、生活保護受給者と支援相談員の方で面談や今後のプログラムの相談、訪問指導等を行いながら、最終的にどれだけ達成できたかという評価を行って達成者数を出しております。以上でございます。

○矢部委員

ありがとうございました。非常によいプログラムかと思えますので、応援したいと思えます。

もうひとつお伺いしたいのですが、これは全体に向けた質問になりますが、今のプログラムのように生活困窮があって、そこに傷病だったり、障害だったり、いわゆる重層的な原因があると対応が難しいのではないかと思います。先ほどのケースみたいに個人個人において重層的な問題があるのであれば、対応できるのかもしれませんが、例えばその家族など、複数の人たちに対して、例えば夫が認知症、妻は障害、長男がひきこもりで就労支援が必要、二男はしっかりしているがひとりでは家族を支えることは出来ないなど、家族の支援となった時に複数の課が対応することになると思います。そういった場合の対応、連携などについて今どのような形で進んでいるか聞かせてください。

○地域福祉課（忍足課長）

重層的支援体制整備事業というのを昨年度から開始しているというのを申し上げてさせていただきましたが、保健と福祉の総合相談窓口さーくると地域福祉課で会議を開催しております。

今おっしゃられたような世帯単位で見たときに、ひとりひとりに対応が必要だったり、ひきこもりだったり、障害があったり、家族全体を見たときに複雑な問題を抱えているというケースが結構ありまして、その場合、関係する部署を集めて、会議を開催し、事例を共有したうえで、どの部署だったらどのような支援がしていけるのか、というその世帯に応じた支援を進めるための調整をしております。

すべてさーくるが引き受けるということではなく、その家族のこの部分はこの課でやっていきましょう、というような話し合いを進めていき、すぐには解決するものではないのですが、役割分担など調整を行っております。

○矢部委員

我々が後見人として関わる中で難しい問題だと思っております。後見人になったご本人に対してならいいのですが、その他の家族になると窓口が変わってしまうと

か、苦勞することもあるので、その辺連携が取れると関わり易くなると思います。今後ともご協力いただければと思います。ありがとうございました。

○佐藤会長

今の重層的支援体制整備事業ですが、昨年から始められたということで、私は内容を承知していませんが、重層というくらいですから関係各課が集まって、適切な支援をしていくということになるのだと思いますが、所管課は地域福祉課ということですか。

○地域福祉課（忍足課長）

重層的支援体制整備事業の所管課というと、福祉政策課が周知や全体のところを担っており、実働の会議の開催やさーくるとケースを見ていくところは地域福祉課が担っております。もともとひとつの課であったのですが、重層的支援体制整備事業を進めるにあたって整理をして現在の形になっております。

○佐藤会長

他の市では重層的支援体制整備事業は中核機関の役割と位置付けている自治体があるのですが、船橋市ではそういう体制を取らなかったということですか。

○地域福祉課（忍足課長）

実際の個別のケースを把握したりなどはさーくるが行っており、実際に会議の招集などはさーくるだけでは厳しいので役所の事務的な部分を地域福祉課が担っております。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

船橋市では、中核機関は権利擁護に関する中核的な機関という位置づけで、重層的支援体制整備事業の一部としてやっております。後見人の相談についてはまず中核機関が受けるのですが、込み入った世帯単位の支援が必要であれば、他機関につなぐ、または必要に応じて重層的支援体制整備事業の枠組みを活用するため、さーくるに相談するという、そういった体制をとっております。

○地域福祉課（忍足課長）

重層的支援体制整備事業を開始するときに、地域福祉課がさーくるを所管しており、さーくるがどこに相談したらよいかわからない人たちの相談窓口として、船橋市としてやってきたという歴史がありまして、地域共生社会を目指す地域福祉計画を所管していたということもあり、その部分からスタートしております。もちろん権利擁護も深い関係をもっております。

○佐藤会長

重層的支援体制整備事業については、中核機関もそうですし、様々な機関がやっ

ているということですが、まとまりのない状況ではないでしょうか。

○地域福祉課（忍足課長）

重層的支援体制整備事業を始めるときに国からさまざまな自治体がいろいろな形で行っていることを把握しました。ひとつの窓口が中心となってやっているところと、窓口がたくさんあるのだけれども、それが繋がりあっているというところがありまして、船橋市としましては、もともと様々な窓口があったものですから、それを一元化するというのではなく、今までの窓口を活かしながら横のつながりを持って共有しながらやっていきたいと思いますというのが船橋市の重層的支援体制整備事業の方向ではないかと考え、決めていったという流れがございます。その結果、窓口がたくさんあるのではないかと捉えられるかもしれませんが、窓口がたくさんあることを活かしながら、様々な部署と繋がりあっていくという今のスタイルになっております。

当然、権利擁護についても更に深く繋がっていく必要があると考えております。

○佐藤会長

重層的支援体制整備事業において中核機関の役割やその連携について、整理していただければと思います。

○矢部委員

窓口が多くて市民にとっては相談しやすい体制を取っていると思いますが、その反面責任が分散して他人任せになってしまうと思うので、どこか柱となる部分があるとよいと思います。アウトリーチも含め整備していってほしいと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課 窪田課長）

会長からご指摘いただいた重層的支援体制整備事業と中核機関との関係については研究していきたいと思います。

また、窓口が多いということについては、市民が相談するにあたって非常に複雑になってしまうと受け止められているのだと思いますが、船橋市としましてはこの窓口でも一時的に受け止めようという考えをもって進めているところでございますので、ご意見をもとによりよい形を考えていきたいと思っております。以上です。

○佐藤会長

他に何かございますか。このこと以外でも構いません。

○山本委員

社会福祉士会の山本です。

身寄りがない方の支援ということで、市長申立てが各課でされていると思うのですが、地域包括ケア推進課は高齢者に対しては 27 件、障害のある方については知的障害も精神障害も 2 件づつになっておりますが、これは高齢者が多いというのは分

かるのですが、何か課によって市長申立ての取り組みに違いがあるのではないかと
思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○障害福祉課（日高課長補佐）

基本的には考え方は同じものとして行っております。運用の違いにより件数差が
生じているものではございません。

○山本委員

障害の方が相談しにくいといったことはありますか。

○障害福祉課（日高課長補佐）

万全であるかという点、そこは至らない部分があるかもしれませんが、相談体制
は整えております。引き続き障害のある方に支援が届くように対応していきたいと
考えております。

○山本委員

結果論になっているかもしれませんが、もしかして障害と高齢者との違いがある
のかと思い質問させていただきました。ありがとうございました。

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。

私たちの方に病院や施設の方から申立ての相談が来るときに、親族の方がいない、
または協力を仰げないというときには市長申立てではないかとするのですが、類型
が保佐類型ですと、本人申立てができますということで戻ってくるケースがありま
す。

保佐類型であっても本来であれば市長申立てで行うべきケースもあるのではない
かと思えますし、保佐であっても本人の理解が難しいケースもありますので、必要
なケースは積極的に市長申立てをしていただきたいと思います。

○佐藤会長

市長申立てについては市で運用を決めているのだと思いますが、身寄りがない人
に限っていなかったと思います。今の野口委員の意見としては、今申立てが必要だ
という人については類型の如何を問わず市長申立てに踏み込んでいただきたいとい
うご意見でした。ご検討いただきたいと思います。

他に委員の皆様から何かございますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

市長申立てについてですが、要綱は 3 課共通の要綱となっております。また、身
寄りがある方についても事案によっては行うこともございます。

また、要綱の改定が必要となった際には当然 3 課が集まって話し合っていく形を

とっております。そのような状況です。

○佐藤会長

市町村長申立てについて質問があるのですが、船橋市が市長申立てをする場合には候補者を特定しないで申立てをしていると聞いておりますが、その場合においても、どの専門職にお願いするということを事前に協議は行っていないのでしょうか。内々で調整を行っているということはないですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

現状は家庭裁判所の方に一任をしております。

ただ、前回の協議会でもお話しをしましたが、受任調整は進めていく方針としております。船橋市権利擁護支援定例会議においても受任調整の話はスタートしているところですが、まだ、事務的な運用の部分で詰めていかなければならないところがありますので、皆様にご相談させていただきながら体制を整えていきたいと考えております。

○佐藤会長

候補者を裁判所に一任すると家庭裁判所が困るのではないかとと思いますが、家庭裁判の方からご希望などがあるのか、ご意見をお聞かせください。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

現状、社会福祉士や司法書士等の専門職団体に推薦依頼をかけ、その結果を踏まえて選任に至っているのですが、困っているというわけではないのですが、時折、各団体から推薦できないと断られ、なかなか選任できないケースはあります。受任者調整会議においてどういう検討をしてもらいたいかというのは家庭裁判所が意見を言うところではないと思いますが、ご本人のためにどのような職種の方が相当かの方針が決まっておりますと、選任過程において参考にしやすいというところはございます。

○矢部委員

受任調整の話ですけれども、受任調整は定例会議で話し合うことになっておりますが、リーガルサポートの側、推薦依頼があって候補者を推薦する立場として見ると、案件の内容が実際フタを開いてみると書面からではわからない問題点が出てくることがそれなりにあります。ではどうすればよいかというところですが、結局のところは先に受任者調整会議というものを開くのでしょうかから、問題点等の議論を詰めていただきたいと思います。個人的には職種だけではなくで個人まで調整する方が良いのではないかとと思いますが、それは職種までと決まったところでありますので、その問題点のところをよく洗い出してもらえれば、リーガルサポートの方でも推薦を出しやすいのではないかとと思います。

○佐藤会長

矢部委員、書面からは出てこない問題というのをもう少し詳しく教えていただけますか。

○矢部委員

具体的には、財産管理や施設契約を必要とする内容のケースであった場合、実は重層的な支援が必要、家族単位での支援が必要だったということがあります。単純に契約や財産管理だけではなく、どこの施設に入るのかという施設の選定まで、任されることがあります。本人がどう思っているか分からない、どういった施設が本人向いているのか、選任されたばかりでは分からない。さらには家族については積極的に協力できる方がいなくて困ってしまう。そういったことが実際受けた後に分かることがあります。結局はフタを開いてみないと分からないということになります。

○佐藤会長

ようは後見人が選任されて、そのあと後見人がすべてやってくださいと言われても困る場合があるという話でした。

他の支援する人たちも付いていますという形で持っていき、それを市町村長申立てで選んでもらう手順が必要ということですね。

これは今、事務局の方でも検討しているところでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

これは国の考えにも示されておりますけれども、チーム支援のところは中核機関の役割とされております。申立て前にも包括やケアマネジャーなどいろいろなチームがあると思うのですが、そこに、選任がされ後見人が加わることになると思いますが、後見人はあくまでチームの一員であり、すべて後見人に任せるという形にならないようなチーム形成が必要だと考えます。その点を意識して権利擁護支援定例会議、受任者調整会議を運用していきたいと考えております。

○佐藤会長

船橋市はそうではないと思いますが、往々について後見人が選任されると役所が離れていく、あるいは支援者が離れていくといったことがあります。後見人がひとりにならないようにということですが、船橋市では既に検討されているところかと思えます。

他に何かございますか。

○矢部委員

気になったところがありましたので簡単な質問をさせていただきます。整理番号 21 番、日常生活自立支援事業についてです。人件費の補助をされたということで D 評価から A 評価になったと思うのですが、その内容も 100 件を超える状況、待機者ゼロと

いう素晴らしい状況だと思います。人件費の効果が出た影響なのか、その辺の変わったところの経緯を教えてくださいと思います。

○白鳥委員

社会福祉協議会の白鳥と申します。件数につきましては、これまで船橋市の人口に対して伸びていなかった。周知不足もあったのではないかと思います。人員の問題もあったと思います。常勤の生活支援員の補助をしていただけたというところで、専門的に困難ケースなどの対処が出来るようになったということも大きく関わっているのではないかと思います。

その他、専門員の方で調査を地道に重ねていった結果が現在の状況になっていると思われまます。以上です。

○佐藤会長

100件まできたといのは素晴らしいことだと思います。ただ、65万人であり、人口が20万人くらいでも100件超えているところもありますので、今後も頑張っていたいただきたいと思います。

それでは私からひとつございます。

整理番号33番。中核機関の設置運営が自己評価Aになっているのですが、担当職員が2名体制でやっている状況です。このところは何度も言っているところですが、担当職員が2名しかいないのはいかがなものか。体制整備としてはA評価と言いたいのではないかと思います。これは私の個人的な意見であります。増員が必要だと考えます。

他にご意見がなければ、議題2、その他報告・連絡事項等に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

事務局から2点、報告と連絡事項がございます。

まず1点目ですが、資料2権利擁護研修チラシをご覧ください。

こちらの研修は権利擁護支援特別研修というもので、明日、実施するものになっております。実施主体は船橋市権利擁護サポートセンターと船橋市の外郭団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークとの共催で行うものです。

対象者は医師等を含めた医療福祉関係に向けて行います。

内容につきましては、赤川委員から以前いただいたご意見を参考に、「成年後見制度の利用に関する診察、本人能力の評価について」をテーマに認知症疾患医療センターの小松院長に基調講演をいただきます。また、医師の講演に加えまして、千葉家庭裁判所の方にご協力をいただきまして、成年後見制度の診断書、本人情報シートについて説明をしていただくものになっております。

ソーシャルワーカーやケアマネジャーといった方々に対して成年後見制度の理解を深め、事理弁識能力の見立てなど知識を深め、専門職のスキルアップにつながる研修になればと考えております。研修は専門職の方が参加し易いよう、オンライン

の研修としております。

1 点目報告でございました。

続けて資料 3 令和 7 年度の取り組みについてをご覧ください。

こちらは令和 7 年度の取り組み内容や予定等を示した資料となっておりますので、ご確認ください。毎回実施しているものなので、特に昨年度から大きな変化はございません。

また、船橋市成年後見制度利用促進基本計画は 5 か年計画になっておりまして、令和 7 年に策定するわけではないのですが、令和 8 年度が計画策定の年となっております。

また来年度中に計画策定のスケジュール等もお示し出来たらと考えております。協議会委員の切り替えの時期でもございますので、来期の委員の皆様にもご協力いただきながら進めていきたいと考えております。以上です。

○佐藤会長

今の 2 点について何かございますか。

明日の研修については今からでも申し込み可能ですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

可能です。

○矢部委員

協議会の件ですが、本日 3 名の委員が欠席されておりますが、年に 2 回しかない機会ですのもったいない気もします。各専門職団体から出席されていると思いますが代理出席は可能なのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

市長から団体を代表とする個人に委嘱状を交付しておりますので、代理出席というのは出来ません。

○矢部委員

わかりました。オブザーバーとして参加していただく方法もあるかと思っておりますのでご検討ください。

○佐藤委員

他に何かありますか。

昨年と違っている点ですが、権利擁護支援定例会議が増えていると思いますが、その点ご説明いただけますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

先ほどの事業説明でも触れているところがございますが、権利擁護支援定例会議

につきましては、もともと年 4 回からスタートしているところですが、今年度から年 6 回に変更しております。

これは受任調整会議など、会議の役割が増えており、検討する事項が多くあることから、会議の回数を増やしているところです。

○佐藤会長

ありがとうございました。

他にいかがですか。

次期計画について策定スケジュールを組んでいくということですが、今、法制審議会で成年後見関係の民法改正が進んでおります。法制審議会の今のスピード感でいきますと令和 7 年度の末頃には骨子が公表される可能性もあります。当然計画に大きな影響を与えますので、事務局としても情報収集をしていただければと思います。成立すればかなり大きな改革になると思います。

また、地域共生社会の会議体でも権利擁護に係る話が盛り込まれております。国全体の動きを確認しながら、考えてもらえればと思います。

今後も事務局には情報収集をお願いいたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

最後に本日はお忙しい中、令和 6 年度第 2 回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。

次回の協議会につきましては来年度の 4 月～5 月頃を予定しております。

また、協議会委員の任期につきまして、今年度いっぱいをもちまして更新の時期となりますので改めて各団体に推薦依頼をお送りさせていただきます。

引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐藤会長

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

（ 閉 会 ）